平成２１年（フ）第１４３５号
仙台市泉区上谷刈字治郎兵衛下20番地の７
破産者　上ノ台美穂（旧姓金澤）
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５１号
仙台市宮城野区東宮城野４番３―615号
破産者　佐藤　容子
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５２号
仙台市太白区緑ケ丘４丁目４番９号　ロフティーグリーンヒルズ６―202
破産者　武田　　博
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４８０号
宮城県名取市植松３丁目５番50号
破産者　金岡　國洋
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５５６号
仙台市太白区四郎丸字落合12番地の29
破産者　田中　一弘
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７１８号
仙台市若林区大和町２丁目１番５号
破産者　布澤　　治
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３３５号
埼玉県越谷市東越谷８丁目142番地９
破産者　稲田　實衛
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２３７号
新潟県新潟市西区小針１丁目44番４号
破産者　高橋　幸栄
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０４号
石川県能美市湯谷町ヨ42番地
破産者　藤本　国男
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１２９６号
京都市中京区中町通竹屋町上る末丸町266番地１　京ＯＨＢＵ601号　片岡方
破産者　黒田　道丈
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４８３号
京都市下京区西七条掛越町60番地　西大路ハイム907号
破産者　石原　　禎
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６８号
兵庫県丹波市春日町古河619番地９
破産者　村上　一利
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第１１４６号
広島市安佐南区上安５丁目３番１―502号
破産者　印丸　昌助
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第３１８９号
佐賀県鳥栖市山浦町1645番地、破産申立時住所福岡市早良区大字脇山199番地１
破産者　藤田　宣嗣
１　決定年月日　平成22年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４０２号
秋田市新屋寿町４番21―８号
破産者　岸　　孝明
１　決定年月日　平成22年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６５９号
横浜市鶴見区下末吉２丁目23番36号　鈴木荘105
破産者　藤田　　徹
１　決定年月日　平成22年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７８４号
横浜市南区庚台68番地13　ソレイユ横浜202号室、開始決定時の住所横浜市磯子区汐見台１丁目６番地　1607棟745号
破産者　塙　　清美
１　決定年月日　平成22年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９５７号
横浜市戸塚区前田町511番地２　前田ハイツ13棟1313号
破産者　板垣　義男
１　決定年月日　平成22年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３０９２号
横浜市戸塚区戸塚町4411番地１
破産者　永井　和男
１　決定年月日　平成22年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部